

おいらせ町庁舎整備検討委員会

回次：第1回（組織会）

日時：平成24年11月29日(木) 15:00～

場所：おいらせ町役場 庁議室

[次 第]

- 修 礼 -

1.開 会

2.委嘱状の交付

3.町長あいさつ

4.組織会

5.報告及び確認事項等

(1) 今後の検討事項およびスケジュールについて

(2) 委員会の公開、非公開について

(3) 庁舎整備の方向性について（意見交換）

6.閉 会

- 修 礼 -

組織会

委員長が決まるまでの間、町長が仮議長

【関連資料】・おいらせ町庁舎整備検討委員会設置要綱

- ・ 委員長の互選について（要綱第 5 条の規定に基づき）

委 員 長

- ・ 委員長職務代理者の指定について

職務代理者

おいらせ町庁舎整備検討委員会委員名簿

任期：委嘱した日から1年以内

No.	要綱上の区分	氏名	備考
1	識見を有する者	名 川 晏 芝	八戸工業大学 工学部土木建築工学科 准教授 学位：工学博士 専門分野：都市計画、建築計画
2	町民から公募した者	クボタ リョウ イチ 久保田 良 一	無職(元役場職員)
3		ササキ ヒデ リ 佐々木 秀 智	NPO法人循環型社会創造ネットワーク (CROSS)職員
4		ナガ イ リ アキ 永 井 紀 昭	建築設計士(米軍三沢基地勤務) 1級建築士、住環境コーディネーター2級
5		フクハラ ジン イチ 福 原 仁 一	無職
6		ヤマ ウチ マサ オ 山 内 正 夫	無職(元日本IBM職員)
7		イチムラ ケンジロウ 市 村 堅二 郎	おいらせ町連合町内会 副会長
8	関係団体より 推薦された者	キムラ アキラ 木 村 晃	十和田おいらせ農業協同組合 ももし支店長
9		キムラ マサ マチ 木 村 雅 行	おいらせ町商工会 会長
10		クドウ カズ オ 工 藤 一 雄	おいらせ町連合町内会 副会長
11		タネ イチ キョウ コ 種 市 恭 子	おいらせ町連合婦人会 会長
12		マツ ダ ミホコ 松 田 美穂子	おいらせ町連合PTA 評議員 木ノ下小学校父母と教師の会 会長
		事務局	マツ バヤン ヨシ ノリ 松 林 由 範
	タナカ トシ アサ 田 中 富 栄		企画課 参事(課長)
	ナリ タ ミツ ヒサ 成 田 光 寿		総務課 副参事(課長補佐)
	マツ ヤマ タカ シ 松 山 公 士		総務課 主任主査(担当)
	タナカ シゲ ユキ 田 中 繁 幸		企画課 主査(総合計画担当)

委員の並びについては、要綱上の区分する順番および50音順としています。

報告および確認事項

(1) 今後の検討事項およびスケジュールについて ... 別紙資料 1

【検討事項】今後委員会で検討する項目・内容について

【スケジュール】次回以降の委員会開催予定について

(2) 委員会の公開、非公開について

【会議の公開】

【会議録等の公開】

「おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領」(抜粋)

第 22 条 審議会の会議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を公表しなければならない。

2 審議会は、会議に際し、会議録等を作成するものとし、会議録等は会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときにおいても、当該会議録等においらせ町情報公開条例(平成 18 年おいらせ町条例第 8 号)第 7 条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合を除き、公開しなければならない。

第 23 条第 3 項 ... 懇談会等の設置等に関しては、審議会に関する規定を準用する。

おいらせ町庁舎整備検討委員会設置要綱

平成24年8月24日

訓令第19号

(設置)

第1条 将来の庁舎整備に関して必要な事項を検討するため、おいらせ町庁舎整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 庁舎整備に係る基本方針に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町民から公募した者
- (3) 関係団体より推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、おいらせ町総務課および企画課において行う。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。